



厚生労働省福島労働局発表
平成25年10月29日

担
当

福島労働局 労働基準部 賃金室
室長 近藤正道
賃金指導官 木戸孝良
電話 024-536-4604

福島県の5業種の最低賃金を各々11円引き上げ

－福島地方最低賃金審議会が答申－

- 1 最低賃金審議会（会長箱木禮子）は福島県における5業種の特定（産業別）最低賃金について、各々専門部会を設け審議してきましたが、本日までに、福島労働局長（河合智則）に下表のとおり改正するよう答申しました。
- 2 この答申により、公示等の手続を経て、12月中に発効する予定です。
- 3 福島労働局では、今後、特定（産業別）最低賃金の改正について、周知・徹底を図っていくことにしています。

産業別最低賃金の種類	時間額	引上額	発効予定年月日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	741円	+11円	平成25年12月7日
自動車小売業最低賃金	772円	+11円	平成25年12月18日
非鉄金属製造業最低賃金	789円	+11円	平成25年12月18日
輸送用機械器具製造業最低賃金	776円	+11円	平成25年12月27日
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	774円	+11円	平成25年12月27日

(1) 産業別最低賃金は特定最低賃金の一種で、常用、臨時、パートタイマーやアルバイト等の名称にかかわらず、当該業種に属する事業場に使用される労働者に適用されます。

なお、産業別最低賃金の適用が除外される労働者は次のとおりで、除外労働者には福島県最低賃金が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3カ月未満の者であって、技能習得中の者
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、上記の者のほか、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

(2) 産業別最低賃金には、下記のとおり一部適用されない業種があり、当該業種に使用されている労働者は福島県最低賃金が適用されます。

- ① 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)が適用されません。
- ② 自動車小売業最低賃金については、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む。)が適用されません。

参 考

○ 「最低賃金」とは ?

使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。

○ 「最低賃金の種類」とは ?

都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と特定の産業について定められた「特定(産業別)最低賃金」があります。

○ 「地域別最低賃金」とは ?

産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。各都道府県に一つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

○ 「特定(産業別)最低賃金」とは ?

特定の産業に設定されている最低賃金です。関係労使が基幹労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定しており、全国で239件の最低賃金が定められています。